

多様な人材が輝く議会のための 17 の提言

令和6（2024）年3月15日

多様な人材が輝く議会のための懇談会

目 次

○ 委員名簿	1
○ 開催実績	2
○ はじめに	3
○ 提 言	7
○ 多様な人材が輝く議会のために (課題・提言・取組事例等)	9
1 多様な方々に議会・議員への関心・意欲を持っていただくために	9
2 多様な人材が立候補しやすくするために	17
3 多様な人材が働きやすい議会にするために	25
4 その他	31
○ おわりに	34
○ 委員からのメッセージ	35
○ 懇談会で発言のあった各県の取組事例	40

委 員 名 簿

令和6年3月15日

座 長 岡田 理絵 徳島県議会議員
(前徳島県議会議長、前全国都道府県議会議長会副会長)

副 座 長 石井 邦一 茨城県議会議員
(前茨城県議会議長、前全国都道府県議会議長会地方自治委員長)

佐藤 良 栃木県議会議長

委 員 鈴木 健太 秋田県議会副議長

岡田 静佳 埼玉県議会副議長

杉本 熊野 三重県議会副議長

奥野 詠子 富山県議会副議長

徳安 淳子 兵庫県議会副議長

緒方 直之 広島県議会副議長

佐々木 允 福岡県議会副議長

開 催 実 績

- 令和5（2023）年12月1日（金） 第1回懇談会
- 令和6（2024）年1月26日（金） 第2回懇談会
- 令和6（2024）年2月22日（木） 第3回懇談会

はじめに

地方議会は、地域住民の多様な声を把握し、幅広い視点で地域のあり方や課題を議論し、地方公共団体の重要な意思を決定する、地方自治の根幹をなす存在である。しかし一方で、近年の地方議会議員選挙の投票率は低下傾向にあり、また、議員のなり手不足や、議会を構成する議員の性別・年齢に多様性を欠くという課題が指摘されている。

令和4（2022）年12月28日に第33次地方制度調査会が岸田文雄 内閣総理大臣に提出した「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」（以下「地制調答申」という。）では、我が国は全国的に人口減少と高齢化が進行し、地方公共団体の経営資源がますます制約される一方、住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化し、地域において合意形成が困難な課題が増大する見込みと指摘されている。

併せて、行政のほか、コミュニティ組織やNPO、企業等の多様な主体が組織の枠を越えて、サービス提供や課題解決の担い手としてより一層関わっていくことが必要であり、これらの多様な主体の参画を得る観点からも、議会の役割は重要であり、このような役割を議会が果たしていくためには、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要であると指摘された。

そして、議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられるとし、政府はこれを踏まえ、令和5（2023）年3月3日、「地方自治法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法律案は令和5（2023）年4月26日に成立し、次のとおり議会の役割及び議員の職務等が明確化された。

改正後の地方自治法

第八十九条 普通地方公共団体に、 <u>その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。</u>
② <u>普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。</u>
③ <u>前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体</u>

の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならぬ。

(下線が改正により条文に新たに追加された部分)

地方自治法の改正を踏まえ、議会がさらに活性化し、その機能を十分に発揮していくためには、住民の方々に議会・議員に対する興味と関心を深めていただき、女性や若者など多様な人材が参画しやすく、活躍できる環境にしていくことが必要である。

その一方で、令和5（2023）年4月27日の都道府県議会デジタル化専門委員会座長記者会見配付資料「令和5年統一地方選挙（道府県議会議員選挙）の結果について」によると、令和5（2023）年統一地方選挙（道府県議会議員選挙）において、投票率は41.85%で過去最低となり、無投票当選者の割合は25.0%と過去2番目に高かった。また、女性候補者の割合は15.6%、女性当選者の割合も14.0%といずれも過去最高となったが、我が国の人ロ性比¹を踏まえると、女性の候補者・当選者の割合は依然として極めて低い水準である。

候補者全体の平均年齢をみると、56歳と過去2番目に高く、候補者全体に占める20代及び30代の割合は7.7%であった。当選者の平均年齢は56歳とこちらも過去2番目に高く、当選者全体に占める20代及び30代の割合は7.1%であった。

今回の選挙結果から、住民の地方議会に対する興味・関心が薄れているとともに、現在の都道府県議会は性別や年齢構成の面で多様性を欠いた状態であるという課題が改めて浮き彫りとなった。

では、そもそも、議会が多様性を欠いていることの何が問題なのか。

地制調答申においては、「とりわけ、女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向にあり、議会が性別や年齢構成の面で多様性を欠いていることは、繰り返される一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせていると考えられる。この結果、意欲のある住民が立候補を思いとどまるよう

¹ 人口性比　女性100人に対する男性の数をいう。令和2年国勢調査によると、男性は6,136万人、女性は6,486万7千人であり、女性が男性より350万7千人多く、人口性比は94.6となっている。

になるなど、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている面がある。」とある。

さらに、全国都道府県議会議長会（以下「議長会」という。）が有識者などに協力をいただき設置した、都道府県議会制度研究会の報告書（令和2（2020）年3月30日）において、「多様な意見を集約することが必要とされる議会で、選挙によって選ばれる議員の構成が、現実の住民の構成と大きく乖離していることには大きな問題がある。」と指摘されており、議会に多様性が必要であることがわかる。

また、自治会、町内会などにおける全国的な加入率の低下の背景として、住民の自治意識の低下が指摘されているが、議会が多様性を欠くことは、女性や若者などを中心とした住民の議会に対する関心を失わせ、さらなる自治意識の低下につながるのではないだろうか。

議会が性別や年齢構成の面で多様性を欠いていることについては様々な要因が考えられるが、議員のなり手不足、住民の議会への関心の低下などと相まって、その解消はまさに喫緊の課題である。

議長会ではこういった課題に取り組むために、「全国都道府県議会議長会創立100周年宣言－真の地方自治の実現と更なる都道府県議会の活性化を目指して－」を採択し、「女性や若者、勤労者など多様な人材が参画できるよう、（中略）環境整備に取り組む」ことを宣言している。また、令和5（2023）年10月17日には、議長会副会長である中森博文 三重県議会議長及び岡田理絵 徳島県議会議長が山本徹 議長会会長（富山県議会議長）のもとを訪れ、女性議員が抱える課題等について意見交換を行った。

こうしたことを踏まえ、山本 会長は、女性や若者など多様な人材の地方議会への参画についての意見交換を行うための場として、令和5（2023）年11月8日、「多様な人材が輝く議会のための懇談会」（以下「懇談会」という。）の設置を決定した。

懇談会は、岡田理絵 徳島県議会議長を座長とし、女性・若手の正副議長及び議長会地方自治委員会委員長の10名で構成され、女性や若者、勤労者など多様な人材が活躍しやすい議会の実現に向けた課題や取組等について意見交換を行ってきた。本提言書は、令和5（2023）年12月1日に開催された第1回から、令和6（2024）年2月22日に開催された第3回までの懇談会の中で委員から出された

意見等を取りまとめたものである。

意見交換の話題は多岐にわたったが、各委員の意見や、発表のあった委員県の取組事例などを次の4つの区分に整理し、今後の各議会及び議長会の取組に向けた提言として取りまとめた。

- ① 多様な方々に議会・議員への関心・意欲を持っていただくために
(主権者教育の推進、広聴・広報の充実による住民とのコミュニケーションの確保、開かれた議会の実現についての提言など)
- ② 多様な人材が立候補しやすくするために
(立候補するためのハードルを下げる方策、議員として、そして退職後も安心して生活できる保障制度についての提言など)
- ③ 多様な人材が働きやすい議会にするために
(議会のデジタル化の推進、育児・介護等と議員活動の両立支援、ハラスメント防止対策の実施、議員同士の交流についての提言など)
- ④ その他

現在、各議会及び議長会において、主権者教育の推進や議会のデジタル化等の課題に取り組んでいるが、懇談会で議論を重ねる中で、こうした取組の必要性を再認識した。本提言書では、「多様な人材が輝く議会」の実現のために、今後、各議会及び議長会などが取り組むべき方策について、次のように提言する。

<多様な人材が輝く議会のための17の提言>

1 多様な方々に議会・議員への関心・意欲を持っていただくために

◎ 主権者教育の推進

提言1 主権者教育は、議会も主体となり、知事部局や教育委員会、選挙管理委員会などと連携し、議員自らが積極的に現場に出向いて地方議会や議員の活動を伝え、児童、生徒、学生と意見交換するなど、こどもたちの記憶に残るよう取り組む

提言2 主権者教育は、こどもたちが地域や政治への関心・意欲を持てるように、小学校、中学校、高校、大学など発達段階の課題や意識を踏まえた取組を実施する

提言3 主権者教育の実施前後にアンケートをとり、児童、生徒、学生の理解や意識の変化を確認するなどして取組の改善を図るとともに、好事例については議長会等を通じて広く情報共有を図る

◎ 広聴・広報の充実による住民とのコミュニケーションの確保

提言4 議会広報は、議決結果だけでなく、議案の背景をストーリー化するなどの工夫を凝らし、議会が住民に身近な課題を扱っていることが伝わるものとする。

作成に当たっては若者の目線を取り入れるとともに、情報拡散力の高いSNS等のメディアを積極的に活用するなど、多様な方々に親しまれるよう努める

提言5 議会・議員は、デジタルツールの活用や対面による意見交換等を通して、女性や若者をはじめ幅広い層の住民とのコミュニケーションを図り、その意思を把握し、議会審議や施策形成、国等への要請など議会や議員の活動に反映する

◎ 開かれた議会の実現

提言6 傍聴規則を改正し、児童・乳幼児の傍聴を認めるなど、子育て世代等が傍聴しやすい環境整備を図るとともに、委員会のインターネット中継や休日議会の開催など勤労者等の住民にも配慮した議会運営上の工夫を進める

2 多様な人材が立候補しやすくするために

◎ 立候補するためのハードルを下げる方策

提言7 地方議会議員を目指す方々の立候補の手助けとなるよう、各議会や議員、政党などが説明会、勉強会、情報提供などの支援を行う

提言8 各議会は、地域の経済団体に企業の就業規則において立候補に伴う休暇制度を設けるよう働きかけを行う。

また、選挙管理委員会等と連携して立候補に係るハラスメントの防止を図る

提言9 議長会は、各議会等と連携し、弾力的な市と市の合区の実現、人口が少ない地域の議員定数の確保や、被選挙権年齢の引下げ、選挙ポスターの貼り出しの効率化など選挙活動の負担軽減等を検討し、国に要請を行う

◎ 議員として、そして退職後も安心して生活できる保障制度

提言10 各議会は、地域の経済団体へ働きかけ、勤労者が就業しながら議員活動を行う際の企業の理解を求める。

また、議長会等が中心となり、厚生年金などの社会保障制度への加入や、小規模の市町村議会における議員報酬のあり方について検討し、国へ要請を行う

3 多様な人材が働きやすい議会にするために

◎ 議会のデジタル化の推進

提言11 各議会は、議員が介護や子育てなどで議場等に参集できない際にも議会活動ができるよう、オンラインによる委員会の開催を進める。

また、議長会は、オンラインによる本会議への出席が可能となるよう国に要請を行うなど、各議会と連携し、議会のデジタル化を推進する

◎ 育児・介護等と議員活動の両立支援

提言12 各議会は、会議規則における欠席の規定に出産や育児、介護などを例示するとともに、議会活動における通称（旧姓）使用を認める規定整備や、保育サービスの導入及び子育てスペースの設置など子育てを行う議員への配慮、会議時間の見直しや計画的な休憩の導入など議会の働き方改革を進める

◎ ハラスメント防止対策の実施

提言13 議会のハラスメントを防止するための条例の制定など、各都道府県でハラスメントを防止するための規定整備を進め、市町村を包含した相談窓口の設置や研修の実施など具体的な取組を行う

◎ 議員同士の交流

提言14 多様な人材が議会に参画し、生き生きと働けるよう、議員同士が連携し、意見交換などを通して課題の解決や意識改革に努める

4 その他

提言15 少子高齢化や人口減少など、社会情勢の変化を踏まえて、多様な人材が輝く議会とするための取組を継続して実施する

提言16 多様な人材が輝く議会の実現のために、議会や議員、三議長会、政党、報道機関、民間団体、住民等が連携して取り組んでいく

提言17 投票を通して政治への興味・参画を促し、多様な人材の議会への参画を進めるため、投票環境の整備など、だれもが投票しやすい環境の実現を国等へ働きかける

多様な人材が輝く議会のために（課題・提言・取組事例等）

1 多様な方々に議会・議員への関心・意欲を持っていただくために

◎現状と取組の方向性

地方議会には、懇談会が立ち上がる契機ともなった投票率の低下や議員のなり手不足、議会の年齢や性別の構成が多様性を欠くという課題がある。

懇談会では様々な視点から対応策が提案されたが、まず、住民に議会を知っていただき、そして議会への関心を深めていただくことが重要との意見が多く出された。

（1）主権者教育の推進

地方議会に興味を持っていただき、その関心を深めていただくことは一朝一夕でできることではない。学校教育などを通して若い頃から集団で議論を行い、課題解決能力等を育むとともに、地域の課題や地方議会に目を向けていただく主権者教育の推進が必要である。

18歳選挙権を実現する改正公職選挙法が平成28（2016）年に施行され、こどもたちへの主権者教育がより一層重要なことになった。

地方議会も実施主体の一つとして、知事部局や教育委員会、選挙管理委員会などと連携しながら、議員自らが積極的に現場に出向き、こどもたちの記憶に残るよう熱意をもって主権者教育に取り組み、好事例を地方議会の間で共有していくことが必要である。

提言1 主権者教育は、議会も主体となり、知事部局や教育委員会、選挙管理委員会などと連携し、議員自らが積極的に現場に出向いて地方議会や議員の活動を伝え、児童、生徒、学生と意見交換するなど、こどもたちの記憶に残るよう取り組む

（委員の意見）

- 主権者教育に関するイベント終了後に参加者に感想を聞くと、議員は思っていたより優しかった、議会は思ったより身近なことを決めていると知ったなどの声があった。

- こどもたちにとっては、本物の知事や局長が現場にいるというのがポイントになっているようだ。議員が答弁することも可能だが、こどもたちに議会をよりリアルに感じてもらうという意味では、知事に答弁してもらって良かったという声が多かった。
- 主権者教育については、それぞれの学校現場での事例を参考にしていただきたいという思いから教育委員会にも提言していく必要がある。
- 議長会主催で高校生や大学生との意見交換会を試験的に実施し、参加を希望する都道府県議会の議長が意見交換会を体験することで、その後の地元議会における主権者教育の展開につながるような具体的な取組があつてもよいのではないか。

提言2 主権者教育は、こどもたちが地域や政治への関心・意欲を持てるよう に、小学校、中学校、高校、大学など発達段階の課題や意識を踏まえた 取組を実施する

(委員の意見)

- 主権者教育の実施については、年齢等に応じ進めていくことが大切であると思う。
- 模擬議会では、参加者の質問作成時に運営側が過度な修正を加えることがある。本当の議会の面白さや多様性が損なわれ、参加者に誤解を持って捉えられる恐れがあるため、もう少しのびのびできるようにしたほうがよい。
- 青年議会で提案されて答弁をしたものについては、実際に実現されているものがいくつもある。参加者には、過去に青年議会で出された提案が実現していることを紹介しながら、モチベーションを上げて取り組んでいただいている。

提言3 主権者教育の実施前後にアンケートをとり、児童、生徒、学生の理解や意識の変化を確認するなどして取組の改善を図るとともに、好事例については議長会等を通じて広く情報共有を図る

(委員の意見)

- 実際に主権者教育に参加していただいた方や、議会だよりを読んでいただいた方がどういった感想を持ったか、どのくらい議会に興味を持つことができたのかというアンケート調査等を踏まえて、次の機会に向けてプラスアップしていくことが有効ではないか。
- 令和6年度の夏を目途に議長会において主権者教育にかかる事例集を取りまとめていただく予定のことだが、単に取組の紹介にとどまらず、成果や課題を含めて調査し、共有していただきたい。

委員県の取組事例

・模擬議会

- 夏休みの中学生を対象とした議会体験会（徳島県 44頁参照）や、使われなくなった旧庁舎などを活用し、子供議会や高校生議会などの模擬議会を行う事例（広島県）があった。
- 参加者に、議員バッジに似せた「子供議員バッジ」を授与し、県知事や教育長などが模擬議会で答弁することで、より本物に近い議会を体験できるような取組を実施した。（広島県 44頁参照）
- 高校生県議会（三重県 45頁参照）や、18歳から40歳までの方たちを対象とした青年議会（富山県（運営は教育委員会） 45頁参照）では、年代ごとの興味のある分野や目線を捉えることができた。

・出前講座

- 高校生や中学生と意見交換等を行う県政ミーティング（栃木県 46頁参照）や、高校への出前講座（富山県 46頁参照）を実施した。
- 県内の大学ゼミを対象に県議会サテライトゼミの受入れを実施した。（兵庫県 47頁参照）
- 大学と包括連携協定を締結し、議員活動の見学・体験等を行うインナーシップや意見交換等（徳島県 47頁参照）を行ったり、議長が包括連携協定を結ぶ大学に出向いて学生との意見交換を実施し、また、休日議会の常任委員会に学生が参加する取組（茨城県 48頁参照）を実施した。

・意見交換会

- 10代から30代までの県民と議会議員が意見交換を行う場を設け、「若者とこれからの地域づくり」、「若者の人口流出について」という2つのテーマで意見交換を実施した。（三重県 48頁参照）
- 20代、30代の若者12人、議員10人で、3回にわたって「議会における情報発信のあり方」、「議員のなり手不足の解消について」、「住民の議会への関心を高めるためには」というテーマのもと、ワークショップ形式の意見交換会を実施した。（秋田県 49頁参照）

・議事堂見学の実施

- 小学4～6年生とその保護者を対象とした議事堂見学会と投票体験（埼玉県 49頁参照）や、小学生が県議会本会議を傍聴し、議事堂見学等を行うバヌツアー（徳島県 50頁参照）を開催した。

（2）広聴・広報の充実による住民とのコミュニケーションの確保

議会や議員の活動を住民の方々に知っていただくためには、活動内容を発信していくことが必要であるが、多くの議会だよりは議決結果を伝える内容に偏り、読みにくさを感じるため、住民から敬遠されがちである。

そこで、例えば若者をターゲットにした広報誌の発行や、多くの住民が利用しているSNSを活用するなど、より幅広い層に興味を持っていただくための工夫が必要である。

また、情報発信だけでなく、デジタルツールの活用や対面での意見交換等を通して積極的に住民とコミュニケーションを図り、多様な住民の意思の把握に努めることは、住民の負託を受け、職務を行う議員として重要である。

提言4 議会広報は、議決結果だけでなく、議案の背景をストーリー化するなどの工夫を凝らし、議会が住民に身近な課題を扱っていることが伝わるものとする。

作成に当たっては若者の目線を取り入れるとともに、情報拡散力の高いSNS等のメディアを積極的に活用するなど、多様な方々に親しまれるよう努める

(委員の意見)

- 県議会はどのような取組をしているのかを住民の方々に理解していただく必要がある。議会が様々な意見を吸い上げ、それをどうやって実現しているのかをしっかりと広報していくべきだ。
- 固く難しく感じないような雰囲気作りが必要。同じ立場で話をし、身近な存在だと感じてもらえるような工夫。これが原点に立ち返って一番必要なことではないか。
- 道路ができた、トンネルができたといった事実を伝えるだけでなく、そこに至るまでの背景、ストーリーそういうものを同時にうまく伝えていく仕組みなどがあってもよいのではないか。
- マスコミやSNSの力というものは非常に強い。そこをうまく活用することが必要ではないか。
- 本県議会でSNS等での情報発信を強化したが、次なる課題は、そのSNS等を見てももらえない、評価されないとということであり、発信する情報の中身の改善が必要であると感じる。
- SNS等を活用して発信する議員が増えてきているが、炎上するリスクが高いため、議論を呼びそうな投稿はせず、どこに行ってきましたと写真だけを載せるなど、あまり人々の関心を惹きつけない内容となり、その結果、政治家のSNSは面白くないという認識が徐々に広がってしまっているように思う。
- 不特定多数の方々を相手に発信するのはなかなか難しいが、議員の発信スキルの向上という観点も大事であると思う。
- デジタル化が進んでいる中で、SNSなどのネット上の誹謗中傷があり、情報の一部分だけを切り取られて、悪意をもって拡散されることもある。国がしっかりと法改正をして、取締りを強化する必要があるのではないか。

- 議会や地方自治の制度を周知していくためには、質の高い動画が有効だと思う。大きなリソースを持っている議長会で、各都道府県議会が活用できる共通のものを準備していただけすると大変助かる。
- 女性として、議員として、議員という仕事はやりがいがあるというアピールをもっとしてはどうか。

提言5 議会・議員は、デジタルツールの活用や対面による意見交換等を通して、女性や若者をはじめ幅広い層の住民とのコミュニケーションを図り、その意思を把握し、議会審議や施策形成、国等への要請など議会や議員の活動に反映する

(委員の意見)

- もちろんデジタルツールというのも大事だが、対面も同様に並行してやっていったほうが、お互いの生の声が聞けて伝わると実感している。
- SNS や広報紙(誌)で議会や議員の活動を発信するというのは大切だが、まずその前に住民の意見を聞くという部分が非常に重要である。
- 議会や議員は、デジタルの活用や対面により、住民としっかりコミュニケーションを図り、その意見を聞いて、議会や議員の活動に活かしていくことが必要である。

委員県の取組事例

・広報紙等

- 広報紙の表紙を飾る写真は、地元の高校の写真部や大学生が撮影した写真の中から選定している。写真が掲載された際には、広報委員長などがその学校に赴き、表彰状の授与や生徒と交流する取組を行っている。（広島県 50 頁参照）
- 分かりやすく関心が持てる情報発信を目的に、高校生に取材や記事作成を依頼し、高校生版兵庫県議会だよりを発行している。高校生 WEB 版という形でも取組を進めているところである。（兵庫県 51 頁参照）
- 議会の広報誌をリニューアルし、高校生や高校生ぐらいのこどもを持つ親子が一緒に見られるようなものをテーマに作成した。デジタルブックでも見られるようにしている。（富山県 51 頁参照）

・SNS・テレビ等

- 若者をはじめ、より多くの方に県議会への関心を持ってもらうために、X（旧 Twitter）、Facebook、Instagram 及び YouTube の導入や、議会広報の見直しを実施した。（複数県）
- YouTube で一般質問の配信などを開始している。（埼玉県 52 頁参照）
- 議員の普段の姿を SNS で発信することで、議会への関心が高まるのではないかと思い、議員紹介動画を全員分作成し、YouTube で公開している。議員に親しみを持ってもらえるような内容とするため、議員になったきっかけ、座右の銘及び好きな音楽など、議員の素顔が見えるようにしている。（秋田県 52 頁参照）
- テレビ広報番組については、一回あたりの時間を短くし、放送回数を増やした。また、議員へのインタビューを増やし、親しみやすく、分かりやすい内容に改善した。（秋田県 52 頁参照）
- 地元のラジオ番組に各会派から選出された議員が日替わりで出演し、議員活動や議会の状況をラジオパーソナリティとトークする番組を事前収録で放送した。ラジオで聞くと県議会や議員が身近に感じたというような意見もいただいた。（埼玉県 53 頁参照）

（3）開かれた議会の実現

子育て世代、勤労者、身体の不自由な方などは議会を傍聴することへのハードルが高い。各議会において、住民の方々が議会を身近に感じ、政治への参画に関心を持っていただけるよう傍聴環境の整備や議会運営を実施していく必要がある。

提言6 傍聴規則を改正し、児童・乳幼児の傍聴を認めるなど、子育て世代等が傍聴しやすい環境整備を図るとともに、委員会のインターネット中継や休日議会の開催など勤労者等の住民にも配慮した議会運営上の工夫を進める

（委員の意見）

- 子育て世代が県議会を傍聴しやすく、また、子育て世代の議員が働きやすい環境づくりが必要。

- 傍聴しやすくすることで、議員の仕事、議論の内容、住民の方々からお受けした相談ごとや陳情ごとを前に進める姿が見えて、議員という仕事は必要だと理解していただくことにつながるのではないか。更には、自分も議員になりたいと思ってもらえるような姿勢を私たちが示していくのも非常に大事なことである。
- 議会の様子をより多くの方々に見ていただけるよう、インターネット中継などの活用が必要である。

委員県の取組事例

・傍聴しやすい環境整備

- 親子傍聴室にベビーベッド、キッズスペースの設置（埼玉県 53 頁参照）や、防音機能を持たせた親子傍聴室を整備（兵庫県 54 頁参照）し、親子で気軽に傍聴できる体制を整えている。
- 傍聴規則に、児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができないという規定があったが、親子傍聴席を設置したタイミングで改正した。（兵庫県 54 頁参照）
- 乳幼児及び補助犬の同伴を認めている。（茨城県）

・議会運営の工夫

- 休日議会（茨城県 54 頁参照）や通年議会（栃木県 55 頁参照）の導入を行った。
- 令和 6（2024）年度から全常任委員会（7 委員会）を YouTube で配信予定。（兵庫県 55 頁参照）

2 多様な人材が立候補しやすくするために

◎現状と取組の方向性

議会や議員に興味を持った方々や、地域の課題に取り組もうとする方々などが実際に議員への立候補を検討するには、費用、法律等のルールなど様々な情報が必要となる。

また、勤労者が立候補するに当たっては、勤務先を退職せざるを得ない場合が多く、落選時のリスクが大きい。当選できたとしても、議員の報酬だけで生活していくのか、議員を退職した後の生活はどうするのかといった不安の声があることが懇談会で指摘された。

さらに、選挙制度についても、議員を目指す方がチャレンジしやすい制度とはどのようなものか検討が必要という意見もあった。

ここでは、多様な人材が立候補しやすくなるためには何が必要かという意見を整理した。

(1) 立候補するためのハードルを下げる方策

議員になることに興味を持った住民が実際に立候補するためには、公職選挙法（以下「公選法」という。）などの諸規定を理解することや、選挙活動のノウハウを知ることが必要となり、情報を集めるのは容易ではない。

また、勤労者が選挙活動を行う際には、勤務先の理解を得る必要があることや、女性や若者は有権者からのハラスメントを受けやすいなど、立候補には多くの解決すべき課題がある。

懇談会では、このような課題を解決するための方策について議論を行った。

提言7 地方議会議員を目指す方々の立候補の手助けとなるよう、各議会や議員、政党などが説明会、勉強会、情報提供などの支援を行う

(委員の意見)

- 選挙に出るというのは、負荷がかかるところがたくさんある。立候補したい方々のための塾が自県にはないので、そういった方々へ書類の作り方や、何が必要なのかというような、まずはイロハのイを教えてくれるようなものがあるとよい。

○ 選挙活動については、各都道府県によって地域性があるため、県内で話し合いを深めていってもらう必要がある。

○ 選挙のルールのように、どの県でも共通の部分については、情報発信できるサイトを作り、都道府県議会議員を目指す方々に利用していただけたらよい。

・公選法に関する課題

○ 様々なルールにおいて分かりにくいことが多いと思う。特に公選法において非常に分かりづらい部分が増えてきている。

○ 立候補者当人もだが、周りの支援者や色々な活動に携わっていただく方々がルールを聞いて、そもそもなんでこうなっているのかということが理解しづらい状況がある。

○ 公選法の選挙制度に関することもそうだが、政治資金の取扱い等についても非常にルールが複雑である。お金はみんな悪いというイメージにつながりやすくなってしまうのは、様々な政治にまつわるルールが分かりにくすぎるためではないか。

○ 多くの方に実際に参画していただくためには、みなさんが共通理解しやすいルール作り、ルールの見直しといったものも、これからは必要になってくる。

○ 公選法について、もちろん候補者陣営はしっかりと学ぶ必要があるが、有権者に対しても、候補者へ金品や飲食などを要求してはいけないということの理解促進を図ることで、クリーンな選挙が行われ、若者や女性の参入を助けてくれるのではないか。

○ 例えば選挙が近づいてきたときに、公選法に関するCMや新聞広告などを選挙管理委員会や議会などから発信することにより、周知を図るのが効果的だと思う。

提言8 各議会は、地域の経済団体に企業の就業規則において立候補に伴う休暇制度を設けるよう働きかけを行う。

また、選挙管理委員会等と連携して立候補に係るハラスメントの防止を図る

(委員の意見)

・立候補休暇について

- 立候補時にも育児休業、育児休暇制度等のような制度を作っていただき、その後も仕事を続けられるということが重要ではないか。

・立候補に係るハラスメントについて

- ハラスメントは都道府県議会にかかわらず、全ての政治家にとっての課題であるし、とりわけ女性や若手などの多様な方々の参画というときに、そこに生じる大きな障壁の一つだと思う。

- さまざまな形のハラスメントが、多様な人材の政治参画や公平・公正な政治活動を大きく阻害していると感じる。ハラスメント防止のための取組を多くの方々に知っていただき、ハラスメント行為の抑止につなげることが大事。

- 女性や若い世代はハラスメントを受けやすい立場であることから、議会としてもハラスメントを根絶することによって女性や若者など多様な人材が参画しやすい環境を整備していく必要がある。

- ハラスメント防止に関して、定期的な研修というのが非常に大事ではないか。議員はもちろん、有権者の皆さんに対する周知というのも必要だと思う。

- 我が県議会では有権者ハラスメントを研究していこうという話になっている。おそらくこれからプロジェクトが立ち上がってやっていくと思う。「まだこどもができないのか」、「女のくせに」などの有権者の心ない言葉で立候補できない場合もあるので、そのような事例も広めていったらよいと思う。

- 議員はハラスメント防止研修を受講しているが、有権者に対する票ハラスメント等に関する普及啓発も必要だと思う。

提言9 議長会は、各議会等と連携し、弾力的な市と市の合区の実現、人口が少ない地域の議員定数の確保や、被選挙権年齢の引下げ、選挙ポスターの貼り出しの効率化など選挙活動の負担軽減等を検討し、国に要請を行う

(委員の意見)

・選挙区制度について

- 選挙区の定数が少なければ少ないと無投票選挙区の割合が高い。立候補しやすい環境を整備するというのであれば、定数が少ない選挙区を減らしていくのはどうか。
- 一人区で立候補をして現職に臨むというのは非常にハードルが高い。立候補の段階から多様な人材が選出される制度設計が必要ではないか。
- 人口減少社会の中で、これ以上どうにもならないという地域だけにしか合区という選択肢が与えられていない。もう少しそれぞれの地域の実情に合わせて柔軟に判断できるようになるとよい。
- 有権者の皆さんに多様な選択肢を示すという意味では、合区についてもう少し柔軟なルール変更ができるのか、引き続き検討が必要である。
- 様々な地域の事情はあると思うが、一人区だから無投票になるわけではないと思う。他の候補者が立たないのは、現職がしっかりと仕事をし、その姿を有権者の方々が認めているということでもあるのではないか。
- 一人区には様々な利害関係と人間関係が絡み合っていると思う。各地域だけでは解決できないので、国にもっと働きかけをしていただきたい。

・議員定数のあり方

- 県議会の定数のあり方として、人口と議員の定数を結びつけるという考え方方は必要だが、地方を守る立場としては、それだけでは片付けられない問題があると思う。
- 人口減少が急速に進行する中において、議員の定数を人口割だけで考えていくことで十分と言えるか。
- 地方が持続的に発展していくためには、一部の地域のみが発展するのではなく、地域全体で均衡ある発展を遂げることが重要であり、人口の少ない過疎地域の住民の声もしっかりと議会に反映される必要がある。
- 人口割だけではなく、面積割で議員の定数を考えるなど、多様な地域の声が議会に届くよう、定数のあり方を検討していくことが求められる。

○ 今後の日本の人口減少を踏まえ、地方のあり方については地方が声を上げるべきである。

○ 選挙区制が果たす役割はどういったものがあるかを踏まえて議論していくとよい。

・被選挙権年齢の引下げ

○ 世論でも被選挙権年齢の引下げという議論は出ている。様々なご意見があると思うが、面白い議論だと思う。大学生議員がいてもよいのではないか。

○ 例えば地方議員の被選挙権は25歳からだが、通常、大学を出て就職したら23歳。いきなり二年後に仕事を辞めて選挙に出られるだろうか。

○ 成年は18歳になった。被選挙権は25歳、30歳の区切りだが、議会に多様な人材をということであれば、年齢も多様であってよいのではないか。

・選挙制度のあり方

○ 議員には4年に一度の選挙があり、生活としては非常に不安定な部分がある。女性が職業として議員を選択するときに、家庭との両立についての課題や、選挙における資金の不安がある。

○ 多様な人材が立候補しやすい選挙制度の改革や政治資金のあり方の改善が必要ではないか。

○ ある程度公的資金で賄っていただきて、ポケットマネーがなくてもできる選挙が望ましい。

・選挙活動の課題

○ 県内が大変広いので、時間の制約というものが非常に大きい。そこをクリアできる仕組みがあったらよいのではないかと思う。

・選挙ポスターについて

○ 昔はお金のある人は多くの人材を雇ってポスター貼り等、色々な活動ができたが、今はお金を持っていても人材自体がない。お金があるなしに関係なく人を集めるのが難しい。

○ 選挙区にポスターを千か所くらい貼らなければならないが、新人には難しい。その時点でもうスタートラインに立たないため、みんながスタートラインに立てるような仕組みがあったらよい。

○ 選挙の前に掲示板が設置され、手分けをしてポスターを貼りに行くのが通常だが、効率が悪い。役所に置いてある掲示板にポスターをあらかじめ

貼っておき、それを各地域に立てていけば、いちいち各所に貼りに行かなくてよいのではないか。

- デジタル化も進んでいるので、ポスターの掲示板は電光掲示板か何かにして、番号が決まつたら預けたポスターのデータを表示してもらう。表示の方法もこれからの時代に合った形にしていくべき。若い人から拒否感を示されないように、もっと努力していかなければと思う。
- 選挙ポスター掲示板のデジタル化については賛成だが、そもそも掲示板の数の見直しについて議論されてもよいのではないか。
- 選挙カーを午前8時から午後8時まで走らせる必要はあるのか。デジタルやDXなどと言われるが、非常にアナログである。選挙カー自体は否定しないが、もう少しやり方を変えるなど、国が率先して検討すべき。
- DXはまず最初に選挙制度で導入すべきだと思う。

(2) 議員として、そして退職後も安心して生活できる保障制度

懇談会では、議員となった後の生活面の不安が立候補を妨げる大きな要因となっているという意見が多く出た。

多様な人材の参画には、議員として活動する際や、議員退職後の生活に関する不安を軽減するための支援が必要である。

提言 10 各議会は、地域の経済団体へ働きかけ、勤労者が就業しながら議員活動を行う際の企業の理解を求める。

また、議長会等が中心となり、厚生年金などの社会保障制度への加入や、小規模の市町村議会における議員報酬のあり方について検討し、国へ要請を行う

(委員の意見)

・企業の理解

- 会社等に勤めながら議員になるためには、企業の理解も必要である。議員活動が地域の活力にもつながるという認識を共有するために、法令の整備のみならず、民間への働きかけも必要だと思う。
- 女性議員との意見交換において、「特別ではない普通の私が選挙に出ることの意義を感じ、町議選に挑戦した。勤務している会社の経営者が社員

の身分のまま立候補することを後押ししてくれ、当選後も社員として勤務をしながら議員として活動している」と発言した女性議員がいた。

同社の社長は、多様な人材の参画には、社員が社員の身分のまま立候補ができる体制が必要であり、立候補即退職という経営者の固定観念を払拭し、社員のまま議員活動可能な体制を作ることが、会社としてこの地域への社会貢献になり、社員の自己実現にもつながる。それをサポートしていくのが企業の責務だと語っている。（三重県 56 頁参照）

- 経営者の方の意識を変えていくこと。経営者の協力が会社のためになるということの重要性をもっとアピールしていかなければいけない。
- こういった会社をどんどん増やしていくことが多様な人材が立候補しやすくなるということに繋がると思う。
- このような取組を行っている会社については、今も既にあるが、顕彰制度の創設が必要。先進的な取組の事例を国がもっと横展開してほしい。
- 例えば予備自衛官等協力事業所や消防団協力事業所を顕彰等する制度のように、議員との兼業を認める企業を評価することが一般的なこととなるようにしていく必要がある。
- 自県でも、このような事例があるというところを広く紹介できるような方法を持つ必要があるのであればと思う。
- 社員の議員活動に理解のある大企業がない過疎地域の町においては、非常に苦しい状況もあるので、そのようなところもしっかりと考えていく必要がある。

・要請活動について

- 令和5（2023）年1月26日及び3月1日に、総務省と三議長会が、経団連はじめ経済団体に立候補に伴う休暇制度の創設と兼業、副業を可能とすることを要請しているが、この取組がどれくらい広がっていくかというあたりは継続して見ていく必要がある。また、継続して要請していく必要がある。
- 社会保障や企業の協力に関しては、経団連のような大きなところに対して、議長会から要望してもらってはいかがか。
- 経済団体の要請を三議長会で実施したことだが、県議会もそれぞれの県の経済団体に要請していくことはできないか。

○ 47都道府県で一斉にそれぞれの県の経済団体へ要請活動を行うことを提言に入れることにより、それぞれの地域の方たちの理解を深めることができる。47都道府県横並びで、ある程度期間を決めて一斉に持っていくというようなことはできると思う。

○ 各団体が警戒しないよう、要望等の持参方法を考える必要がある。

・**社会保障制度の課題**

○ 年金などの社会保障、小規模市町村における議員の待遇など、議員となった後の生活面の不安が立候補を妨げる大きな要因となっている。

○ 年金などの社会保障は若手にとって非常に重要なテーマだと思うので、今後も議論の俎上に上げていただきたい。

○ 厚生年金の問題は、国に対しての意見書発議等を行っている。これは引き続き行ななければ、若い人たちの参画というものはなかなか難しい。

○ 国民の幅広い政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員加入のための法整備の実現など、社会保障制度について国において十分な検討をしていく必要がある。

・**議員報酬の引上げ**

○ 報酬や働きやすい環境についてもしっかりと考えていく必要がある。

○ 市町村議会で報酬が少ない。家族を養っていくには足りない。こういう環境では、議員になりたいという思いがあってもなかなか現実には立候補しづらいと思うので、何らかの方策はあってしかるべき。

3 多様な人材が働きやすい議会にするために

◎現状と取組の方向性

若者や女性など多様な人材が選挙に当選した後に必要となるのは、議員として活動しやすい環境である。

子育てや介護など様々な事情で議場等に参集できない場合でも、オンラインで委員会や本会議に参加できるように規定を整備するなどのデジタル化の推進や、子育てと議員活動の両立を図るための制度づくり及び議場等の整備などを進めるとともに、ハラスメントの防止等が重要な課題として指摘された。

(1) 議会のデジタル化の推進

オンラインによる委員会の開催や本会議での質問は、規定を整備することで可能となるが、オンラインによる本会議での質疑や議決は認められていない。多様な人材の議会参画を進めるためにも議会のデジタル化の推進が必要である。

提言 11 各議会は、議員が介護や子育てなどで議場等に参集できない際にも議会活動ができるよう、オンラインによる委員会の開催を進める。

また、議長会は、オンラインによる本会議への出席が可能となるよう国に要請を行うなど、各議会と連携し、議会のデジタル化を推進する

(委員の意見)

- コロナウイルスが流行したためにデジタル化が進み、県議会でもオンラインで委員会に出席ができるようになった。
- 家事、育児、介護という問題があるので、オンラインで本会議に出席する制度なども導入していったらよいと思う。

委員県の取組事例

- 議会のデジタル化を推進し、災害時や育児または介護のために対面で出席することが困難な場合にオンラインで委員会に出席できるという改革を行った。 (茨城県 56 頁参照)
- 議会 ICT 化推進のためタブレットを導入した。 (栃木県 57 頁参照)

(2) 育児・介護等と議員活動の両立支援

議長会ではこれまで、女性はもちろん、多様な人材が安心して議会活動を行うことができるよう、標準会議規則の改正等を行ってきた。

各議会においても規則改正を進めるとともに、議場等のユニバーサルデザイン化など、幅広い人材の議会参画を進めるための環境整備が必要である。

提言 12 各議会は、会議規則における欠席の規定に出産や育児、介護などを例示するとともに、議会活動における通称（旧姓）使用を認める規定整備や、保育サービスの導入及び子育てスペースの設置など子育てを行う議員への配慮、会議時間の見直しや計画的な休憩の導入など議会の働き方改革を進める

(委員の意見)

- 家事、育児、介護等と議員活動が両立できるよう、今後、議会の働き方改革に取り組む必要がある。
- 子育て世代が県議会を傍聴しやすく、また、子育て世代の議員が働きやすい環境づくりが必要。【再掲】
- 公ではどうしようもないことだが、こどもが小さいときに夜の会合等で苦労した経験があるため、昼間に物事を決めるようにすればよいと考えている。

委員県の取組事例

- 県庁内の保育所で託児サービスを受けられるようにした。保育所を設置する地方職員共済組合と託児サービスの実施等に関する協定を締結。傍聴に来た方や議員等が使用できるようにした。（茨城県 57 頁参照）
- 子育てスペース（畳の部屋）や、簡易ベッドを備えた女性議員専用休憩室を設置した。（埼玉県 58 頁参照）
- 本会議、委員会問わず計画的な休憩の導入を行った（目安として、会議 1 時間に 10 分程度の休憩を必ず取る）。（埼玉県 58 頁参照）
- 会議規則を改正し、議会の欠席事由に新たに育児や介護、出産の産前産後期間を追加した。（三重県 58 頁参照）
- 委員会条例を改正し、オンライン委員会の出席事由として、育児・介護を追加した。（三重県）
- 議員の旧姓使用を認める要綱を作成した。（富山県）

(3) ハラスメント防止対策の実施

ハラスメントの防止については、多くの委員から重要な課題であると指摘があった。懇談会では、県内市町村議会を含んだハラスメントの防止に係る条例の制定などの事例紹介も行われた。

提言 13 議会のハラスメントを防止するための条例の制定など、各都道府県で
ハラスメントを防止するための規定整備を進め、市町村を包含した相談
窓口の設置や研修の実施など具体的な取組を行う

(委員の意見)

- ハラスメントは都道府県議会にかかわらず、全ての政治家にとっての課題であるし、とりわけ女性や若手などの多様な方々の参画というときに、そこに生じる大きな障壁の一つだと思う。【再掲】
- さまざまな形のハラスメントが多様な人材の政治参画や、公平・公正な政治活動を大きく阻害していると感じる。ハラスメント防止のための取組を多くの方々に知っていただき、ハラスメント行為の抑止につなげることが大事。【再掲】
- 女性や若い世代はハラスメントを受けやすい立場であることから、議会としてもハラスメントを根絶することによって女性や若者など多様な人材が参画しやすい環境を整備していく必要がある。【再掲】
- ハラスメントを相談しやすい環境として、誰が相談を受けるのか、そしてその対応をどうフィードバックしていくのかが重要となってくる。
- ハラスメントに関する条例を制定した。相談体制を整備し、弁護士に相談員の職を委嘱して取り組んでいる。刑事告訴まで議会としてやることまで踏み込んだ取組をしている。
- 自県も議会内でのハラスメントの防止について組織を立ち上げ、弁護士など、専門家の方 3 名に相談員の職を委嘱している。議会の中のハラスメント問題は、被害者と加害者が両方存在するため、議会の中を通さずともいろいろな事例を相談できたり、また外部の専門家からいろいろな注意がいくような仕組みを作っている。
- 一般の有権者の方と候補者とではやはり意識に差があると思うので、議会内のハラスメント防止組織だけでは対応しきれないと思う。

- 議会ごとというよりは、大きな社会の流れとして何らかの意識啓発のような取組が必要なのではないかと思う。
- 有権者の方々にも、公人の議員といえども人権の問題であるということを示すことができるものががあればよい。
- 県市町村合同の女性議員ネットワークの中で、ハラスメントについての相談があったため、それぞれの議会で一度勉強会を開くような方向性の提案をした。
- 女性が活躍するためには、まずは男性、特に年配の男性の意識を変えてほしい。変えていけるよう私たちも頑張るので、力を貸していただければと思う。
- 働きやすい議会にするために、議員間でのハラスメントを防止するガイドラインを作ったらどうかというような話もでている。
- 懇談会の委員が選出されていない議会でも面白い取組がなされている可能性があるため、広くアンテナを立てて、事例紹介としてまとめていけば、ひとつのハンドブックのような形になるのではないか。
- ハラスメント防止に関して、定期的な研修というのが非常に大事ではないか。議員はもちろん、有権者の皆さんに対する周知というのも必要だと思う。【再掲】
- 我が県議会では有権者ハラスメントを研究していこうという話になっている。おそらくこれからプロジェクトが立ち上がってやっていくと思う。「まだこどもができないのか」、「女のくせに」などの有権者の心ない言葉で立候補できない場合もあるので、そのような事例も広めていったらよいと思う。【再掲】
- 議員はハラスメント防止研修を受講しているが、有権者に対して票ハラスメント等に関する普及啓発も必要だと思う。【再掲】
- ハラスメントの防止に関して 47 都道府県全体で、議長会の中でも議論の俎上にあげていただき、各県ごとに何かしらの条例を作る、また場合によっては国にも強く働きかけていただきたい。
- ハラスメント防止に関するキャンペーンや PR を議長会など大きな規模で行っていただければ大変助かる。
- デジタル化が進んでいる中で、SNS などのネット上の誹謗中傷があり、情報の一部分だけを切り取られて、悪意をもって拡散されることもある。

国がしっかりと法改正をして、取締りを強化する必要があるのではないか。

【再掲】

- ハラスメントを受けない議会を作るため、国がガイドラインをしっかりと作成し、地方議会側はそれに則った形で推進していくことが求められる。
- ハラスメントは人権侵害だと思いつつも、なかなか公務員はそういった人権侵害に対して取り組みにくい。よって制度としてハラスメント対策に議会で取り組んでいく必要がある。

委員県の取組事例

- 議員の政治倫理に関する条例を改正し、政治倫理規準の中に、ハラスメント行為も含めた人権侵害の禁止を規定した。（三重県）
- 議会関係ハラスメントを根絶するための条例を議員提案で制定した。
(福岡県 59 頁参照)
- 県議会事務局内に議会関係ハラスメント相談窓口を設置した。相談対象者は、県議会議員本人、選挙に出馬した県議会議員の候補者本人、また県内の市町村議会議員本人や議長などである。（福岡県 59 頁参照）
- 県議会議員のハラスメント防止研修を実施し、約9割を超える議員が参加した。内閣府の男女共同参画局局長に来ていただき、議員のハラスメントについて講演していただいた。また、県議会が主催する形で市町村議会議員を対象にハラスメント防止研修会を実施した。（福岡県 59 頁参照）

(4) 議員同士の交流

課題解決のためには、議員同士の交流も必要である。様々な立場の議員と交流し、議員が自らの意識を変えていくことが多様な人材が働きやすい環境づくりにつながるのではないかとの指摘があった。

提言 14 多様な人材が議会に参画し、生き生きと働くよう、議員同士が連携し、意見交換などを通して課題の解決や意識改革に努める

(委員の意見)

- 議会の中での交流を増やしていく。とにかく入った後もフォローをしていくような仕組みというものをしっかりと準備しているということが大事ではないか。
- 議会内で、若手の議員や女性議員が今何か困っていることがあるか、不安を解消するために何が必要なのかということを調査し、フィードバックしていく。そして実際に変えていくべきものは変えていくといった取組が必要である。
- 我が県で女性議員ネットワークが発足した。県内の女性地方議員のうち4割程度が入会し、情報共有する場ができた。若手議員に関するネットワークは既にあり、50名を超える県及び市町村議員がLINEグループを作り、定期的に勉強会や懇親会を実施している。悩みを分かち合う場としては貴重なものである。このような場があれば、議員になってからも働きやすいと思う。
- 意見交換の中で一人会派の議員から、「我が県議会は非常に多くの発言の機会がある。例えば常任委員会が毎月あるが、そこでは新人年長者問わずに誰もが自由に意見を述べることができる場が提供されている。また、議会ごとの一般質問においても、数は多くないが当然回ってくる。」との発言があった。自分の中では当たり前だと思っていたことが、他の人にとっては当たり前ではないということが改めて分かったため、このような交流は有意義である。

委員県の取組事例

- 9年ぶりにみえ女性議員フォーラムを開催した。多様な人材が輝く議会を目指してというテーマで超党派の女性議員で交流した。（三重県 59頁参考）

4 その他

懇談会では、これまで1～3で紹介した意見以外にも、各段階で共通して必要となる考え方や取組などの意見が出された。

多様な人材の議会への参画を進めるためには、議会や議長会だけでなく、議員それぞれが意識改革を図り、共通認識とすること。取組は社会の情勢などを見ながら改善し、継続していくことが必要である。

提言 15 少子高齢化や人口減少など、社会情勢の変化を踏まえて、多様な人材が輝く議会とするための取組を継続して実施する

(委員の意見)

- この議論が今回で終わることなく、今後もさらに三議長会を中心となってプロジェクトチームを設置していただき、今回のこの取組をさらに進めていだかないと今回私たちが議論していることは一過性に終わってしまう。
- 三議長会の活動を受けて、それぞれの都道府県で進めていく。やはり組織的にしっかりと組んでやっていかないと、属人的になったり、一過性で終わってしまうので、今回のことを受けぜひお願いしたい。

提言 16 多様な人材が輝く議会の実現のために、議会や議員、三議長会、政党、報道機関、民間団体、住民等が連携して取り組んでいく

(委員の意見)

- 役職に就くためには期数を重ねることが必要である。女性、若手も含めて期数を重ねることで、議会での役職の経験を積む大事さを伝えていく必要があるのではないか。
- 女性や若手などの新しい議員が増え、活発な議会になってきている中では、議会の規則などの理解を図ることが重要であるため、議員に対する研修などを充実させる必要があるのではないか。
- 各議会や議長会主催で女性及び若手議員対象の研修会を実施してほしい。
- 家族の理解も必要。定年退職した男性が妻に、今度近いうちに立候補しようと思っていると相談したところ、妻に、あなたが出るんだったら離婚しますと言われ、立候補するのをやめた方がいた。

- 先進事例については、議長会の方でホームページ等を通して横展開していただきたい。

委員県の取組事例

- 本県議会では、令和5（2023）年9月に県内一斉防災訓練を実施した。シェイクアウト訓練²には、より多くの方々に御参加いただくよう、各議員が地元で精力的に呼びかけを行った。結果として、594,000人の方に、シェイクアウト訓練に御参加いただいた。議員一人一人が活動に関わることによって、こういった活動もしているということを小さなお子様から高齢者の方まで知っていただけだ。（埼玉県 60頁参照）

提言 17 投票を通して政治への興味・参画を促し、多様な人材の議会への参画を進めるため、投票環境の整備など、だれもが投票しやすい環境の実現を国等へ働きかける

（委員の意見）

- 県内にいる大学生の7割が県外の出身で、大学生の投票率が非常に低い。小学校から高校までは主権者教育をずっと積み重ねてきたため、投票に行こうと言ってくれるが、大学生になると投票所が県外であったり、投票に行く期間を忘れていたことがある。
- 学生からは、オンライン投票をという声が多く寄せられている。こういった投票のあり方についても議論をしていかなければならないのではないか。
- 高齢化や過疎化が進行し、移動に困難を抱え、投票所に行きたくてもいけない人達が存在する。投票率向上を目指すならば、高齢者等が投票可能な環境を確保することが重要ではないか。
- 茨城県つくば市では、投票所を乗せた車が自宅前までやってくる「オンドマンド型移動投票所」の実証実験を行っている。
- 今後の社会を見据え、投票率の向上を図るためにには、誰もが困難なく投票できる環境を整備していくことが必要である。

² シェイクアウト訓練 地震を想定して参加者が一斉に身を守るための安全確保行動を実施すること。

- ショッピングセンターに投票所を置いているところがあるが、そういうふた取組を国策として実施していただきたい。

おわりに

「多様な人材が輝く議会のための懇談会」の開催を通して、女性や若手の正副議長が意見交換を行う機会を持てたことは大変有意義であった。

一人一人がそれぞれの経験や所属議会の取組などを基に意見発表を行い、自由闊達な意見交換を経て、様々な視点から多様な人材の議会参画に係る課題や取組の方向性を提示した。

提言 15、16 としても整理をしたが、多様な人材が輝く議会の実現は、議会や議員、三議長会、政党、報道機関、民間団体が連携し、そして住民の皆様の参加を得て成し遂げられていくものと考えている。

また、そのためには、一つ一つの取組を一過性のものとして終わらせることなく、ときには長期的な視野をもって継続して進めていくことも必要となる。

まず、各議会、議長会などがこの懇談会で行われた議論を引き継ぎ、議会や議員を知ってもらう取組に力を入れてほしい。

そして、議長会は国や政党、民間団体などへの要請活動を通して全国的な取組などを進めるとともに、各議会においても、地域レベルで主権者教育や地域団体への要請など細やかな取組が重要と考える。

私たち懇談会の委員もこの提言書の作成が終わりでなく、地域の現場に戻り、それぞれの議会などで取組をけん引していきたいと考えている。

それぞれの主体が、多様な人材が輝く議会の実現に向けて、まず意識を向け、踏み出し、実現していく。この提言書がそうした取組のきっかけとなり、取組を進める上での一助になれば幸いである。

多様な人材が輝く議会のための懇談会

委員からのメッセージ

「多様な人材が輝く議会のための懇談会」で座長を務めさせていただきました徳島県議会の岡田理絵です。

当懇談会は、全国都道府県議会議長会が創立100周年を迎える中、これから先の100年を見据え、女性や若者、勤労者など多様な人材の議会への参画をいかに進めていくかをテーマに、本音で議論できる機会を設けていただきました。

12月1日の第1回懇談会以降、計3回の議論を行い、このたび、その成果を取りまとめた提言書を提出させていただく運びとなりました。

委員をお引き受けいただいた女性・若手の正副議長の皆様には、それぞれのお立場から、主権者教育の取り組み、ハラスメント問題の対策、選挙制度のあり方など、多岐にわたり建設的かつ具体的なご意見をいただきました。大変お忙しい中にも関わらず、快くご協力いただいた委員の皆様に心より感謝申し上げます。

今回の議論をきっかけに、各都道府県議会はもとより、政府や自治体、企業・団体などにおいて具体的な取組がより一層進展し、全国の地方議員の皆様や議員を目指す多様な方が、夢と希望を持って議員活動に携わることができる社会の実現に繋がるとともに、次代を担う若者やこどもたちが、議会や政治に積極的に関わってくれることを期待しております。

結びになりますが、このたびの取組のきっかけを作っていただいた中森博文三重県議会議長、そして、私たちの提案を真摯に受け止めていただき、当懇談会の貴重な場を設けてくださった山本徹会長と、事務局の皆様に厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

各地方議会が、多様な人材が輝く議会となっていくことを願うとともに、その実現に向け、今後ともたゆまぬ努力を重ねてまいります。



懇談会座長・
前徳島県議会議長・
前議長会副会長
岡田 理絵



懇談会副座長・
前茨城県議会議長・
前地方自治委員長
石井 邦一

地域の持つ課題やニーズが多様化・複雑化する中、二元代表制の一翼を担う地方議会が、地域の様々な声を吸い上げ、その機能を最大限に発揮するためには、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会の実現が求められます。

多様な人材の参画のためには、議会を魅力あるものにすることにより、様々な属性を持つ方々の立候補に繋げていくとともに、住民の議会への理解や関心を高めることで、投票率の向上に繋げていくことが必要です。一方、高齢化や人口減少による過疎化が進む中では、投票所までの移動に困難を抱え、投票に行きたくても行けない方々がいます。誰もが困難なく投票できる環境の整備が必要です。

議員の立候補を促す点では、企業の理解を求めるとともに、社会保障制度などの生活面の安定や、ハラスメント防止の環境整備なども求められます。

また、地方が持続的に発展するためには、一部の地域に偏ることなく、地域全体で均衡ある発展を遂げることが不可欠であり、過疎地域の住民の多様な声も、議会にしっかりと届くことが重要と考えます。

懇談会での議論はいずれも時宜を得たものでありました。議論を一過性にすることなく、全国都道府県議会議長会を中心に、今後とも多様な人材が活躍する議会の実現に向け、活動が進みますことを期待します。

地域課題が多様化・複雑化する中、地域の多様な民意を集約し、広い見地から地域のあり方を議論する役割を地方議会が果たしていくためには、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要であります。

本県では、今年度から議員が中学校、高校を訪問して生徒と意見交換等を行う県政ミーティングの実施や広報紙のリニューアル、SNSを活用した情報発信といった、将来の本県を担う若者に向け、県政への関心を更に高めるための取組を行っているところです。

また、令和4年度からタブレット端末を全議員に配備しており、本会議や常任委員会資料のペーパーレス化や、議員間や執行部等との連絡にSNSやメールを活用することで、資料の確認、連絡調整、情報収集をオンラインで行い、効率的に活動している議員も多く見られるようになりました。このように、様々な手段で議員として活動できる環境を整えることは、今後の多様な人材の議会への参画に大きく寄与すると考えております。

本県議会といたしましては、各議会の事例やご意見も参考にしながら、引き続き若者の県政への関心を高めるための取組と様々な年代の議員がより活動しやすい環境づくりを進めることで、多様な人材が輝く議会を目指して参ります。



懇談会副座長・
栃木県議会議長
佐藤 良



秋田県議会副議長
鈴木 健太

当懇談会に参加させていただき、地方議会で多様な人材が活躍するための課題は、各都道府県において概ね共通のものであることが分かりました。全国都道府県議会議長会が果たすべき役割は大きく、今後の取組が実効性をもって進められることを期待いたします。

また、会議で提案された選挙制度改革やハラスメント対策などの方策に加えて、同時に私たち（既存）議員の側も意識変革が必要だと思います。真に多様な人材の活躍のためには、多様な議員の自由な意見表明を担保しなければなりません。そのためには、新人議員による従来の慣習や「常識」と異なる言動等に対して安易に拒絶反応を示すことなく、広い心をもって受け入れる努力をしていきたいと思います。

埼玉県議会では、女性議員専用休憩室及び親子傍聴室の設置、本会議や委員会における計画的な休憩の導入など、女性を含む多様な人材の議会への参画に資する取組を進めてきました。

また、本懇談会では、埼玉県議会では行われていない、様々な事例を御紹介いただき大変参考になりました。議会によっておかれている状況は異なりますが、こうした事例が、より多くの議会において、今後の活動の参考となることを期待します。

女性議員の割合は年々増えているとは言え、世界の半分が女性であることを考えると、まだまだ少ないと言わざるを得ません。議会は、ゆりかごから墓場まで、私たちの生活にとても身近な事柄を決めている場所です。そのことをもっと知っていただくとともに、議員という仕事に魅力を感じてもらえるような取組を進めることで、議員を志す女性や若い方が増えることを願っています。



埼玉県議会副議長
岡田 静佳

全国都道府県議会議長会創立 100 周年宣言をふまえ、「懇談会」が設置されました。設置にご尽力いただきました会長はじめ役員の皆様のリーダーシップに敬意を表します。

人口減少や高齢化、激甚化する災害など、地域社会の課題解決に向けては、女性や若者など多様な人材の議会への参画が必要であり、そのための方策を積極的に意見交換することができました。

今後は、懇談会のまとめをもとに、女性や若者が立候補しやすく働きやすい環境整備等の推進に取り組んでまいります。

2023 年日本のジェンダーギャップ指数は世界 125 位、政治分野が世界最低クラスの 138 位です。このジェンダーギャップの大きさが、日本の経済や社会全体に大きな影響を及ぼしています。まずは政治分野のジェンダーギャップ解消にむけて、頑張ってまいりましょう！



三重県議会副議長
杉本 熊野

「多様な人材が輝く議会のための懇談会」の議論を経て、改めて地方議会が抱える課題が浮き彫りとなりました。少子超高齢社会が加速する中、地方の疲弊は著しく、地方議会もまたその流れに必死に足掻いています。

「多様な人材が輝く議会」の実現には、より多くの方に政治へ興味関心を持ってもらい、政治への関わりを増やすこと、また多様な人材が立候補し、議会活動を一層充実させていくことが必要です。

議論の過程で得た先進・好事例を広く共有し取りまとめた提言をもって、各議会が取組を深化させていくことを期待します。また法改正が必要なものは、全国議長会を通じて国へ働き掛け、地方が抱える問題を地方で解決できる体制構築を望みます。



富山県議会副議長
奥野 詠子



兵庫県議会副議長
徳安 淳子

まずは多くの方々に身近な議会や議員、そして政治に関心をお持ちいただきたく思います。全国の各種選挙への投票率は高いとはいえず、逆に年々下がっている傾向あります。

一方では、教育の無償化や生活支援の一時金交付など政治が主導して有権者の生活がよくなることも多々あることを鑑みますと、いかに政治と生活が密着しているか実感します。だからこそ他人事ではなく自分の生活や将来が政治、政策に左右される等の主権者教育が子どもの成長期から必要であり、政治に参画して世の中を良くしていくこうという女性や若者などの人材育成にもつながります。

学校教育の場において早期からの取組を求めるとともに、多様な人材が生き生きと活躍できる社会の構築に向けた環境整備を国へ提唱してまいりたく存じます。

今回の懇談会の開催にあたって、事前に本県議会の若手・女性議員にヒアリングを行ったところ、「そもそも議会傍聴などは行けないと思われていた」や「広島県は一人会派にも質問の場が確保されており、仕事がしやすい」など、普段、自分の中では当たり前だと思っていたことが、他の人にとつては当たり前ではないということが改めて分かりました。

また、懇談会においても、「議員はおじさんの職業と認識されていた」などの声があり、こういった認識の違いが、参画における障壁の1つになっているのではと感じています。

今後は、本懇談会で出された対策を、トライアンドエラーの気持ちで具体的に講じていくことで、多様な人材が輝く議会に繋がるのではないかと思います。

全国議長会においては、これからもこうした会を継続的に続けていただき、議論した内容を各都道府県議会へお示しいただくことをお願いし、メッセージとさせていただきます。



福岡県議会副議長
佐々木 允

昨今、SNSなどを用いた誹謗中傷など様々な形のハラスメントが、政治参画や公平・公正な政治活動を大きく阻害しています。

こういったハラスメント行為を抑止するため、福岡県議会では令和4年度に全国に先駆けて「議会関係ハラスメントを根絶するための条例」を制定しました。

ハラスメントの影響をもっとも受けやすい立場である女性や若い世代などが立候補しやすく、そして、当選後も活動が行いやすい議会とするためにも、相談体制、議員の研修、そして有権者の方々への周知などを一層取り組む必要があると考えています。

また、多様な人材が立候補できる環境づくりのため、各都道府県議会毎に、経済界など各種団体へアプローチを行っていくことも求められていると思います。

最後に本懇談会の開催にご尽力頂いた全ての皆様に深く感謝の意を表します。



広島県議会副議長
緒方 直之

懇談会で発言のあった各県の取組事例

目 次

1 多様な方々に議会・議員への関心・意欲を持っていただくために

(1) 主権者教育の推進

□模擬議会の実施

- ・模擬議会① 徳島県議会 「夏休み中学生県議会体験会」 44
- ・模擬議会② 広島県議会 「広島県子供議会」 44
- ・模擬議会③ 三重県議会 「みえ高校生県議会」 45
- ・模擬議会④ 富山県議会 「富山県青年議会」 45

□出前講座の実施

- ・出前講座① 栃木県議会
～とちぎの未来を考える～栃木県議会 県政ミーティング」 46
- ・出前講座② 富山県議会 高校への出前講座 46
- ・出前講座③ 兵庫県議会 県議会サテライトゼミ 47
- ・出前講座④ 徳島県議会 大学との包括連携協定事業 47
- ・出前講座⑤ 茨城県議会 4大学との包括連携協定締結 48

□意見交換会の実施

- ・意見交換会① 三重県議会 「みえ現場 de 県議会」 48
- ・意見交換会② 秋田県議会 「議会活動に関する若者との意見交換会」 49

□議事堂見学の実施

- ・議事堂見学① 埼玉県議会 「議事堂見学会と投票体験」 49
- ・議事堂見学② 徳島県議会 小学生社会見学ツアーより 50

(2) 住民に伝わる広報の実施

□広報紙等の工夫

- ・広報紙等の工夫① 広島県議会 ひろしま県議会だより 50
- ・広報紙等の工夫② 兵庫県議会
議会広報ポータルサイト “ひょうご県議会だより 高校生 WEB 版” 51
- ・広報紙等の工夫③ 富山県議会 若者向け広報誌の発行 51

□SNS・TV等の活用	
・SNS・TV等の活用① 埼玉県議会	YouTubeで一般質問のダイジェスト映像を公開 ……52
・SNS・TV等の活用② 秋田県議会	SNS等の運用・テレビ広報番組の見直し ……52
・SNS・TV等の活用③ 埼玉県議会 ラジオ番組の活用	……………53

(3) 開かれた議会の実現

□傍聴しやすい環境整備	
・傍聴しやすい環境整備① 埼玉県議会 親子傍聴室の設置	……………53
・傍聴しやすい環境整備② 兵庫県議会	防音機能を持たせた親子傍聴室の設置及び傍聴規則改正 ……54
□議会運営の工夫	
・議会運営の工夫① 茨城県議会 休日議会の開催	……………54
・議会運営の工夫② 栃木県議会 通年議会の開催	……………55
・議会運営の工夫③ 兵庫県議会 全常任委員会ネット中継を開始	………55

2 多様な人材が立候補しやすくするために

(1) 立候補するためのハードルを下げる方策

発表事例なし

(2) 議員として、そして退職後も安心して生活できる保障制度

□生活面の課題

・生活面の課題 議員活動への企業の理解（三重県 万協製薬株式会社）	………56
-----------------------------------	-------

3 多様な人材が働きやすい議会にするために

(1) 議会のデジタル化の推進

□議会のデジタル化の推進

・議会のデジタル化の推進① 茨城県議会 委員会等のオンライン開催	………56
・議会のデジタル化の推進② 栃木県議会 議会ICT化の促進	………57

(2) 育児・介護等と議員活動の両立支援	
□育児・介護等と議員活動の両立支援	
・育児・介護等と議員活動の両立支援① 茨城県議会	
県庁内保育所を活用した託児サービスを開始	……57
・育児・介護等と議員活動の両立支援② 埼玉県議会	
子育てスペース、女性議員専用休憩室、計画的な休憩の導入	……58
・育児・介護等と議員活動の両立支援③ 三重県議会	
会議規則に議会の欠席事由として	
新たに育児や介護、出産の産前産後期間を規定	……58
(3) ハラスメント防止対策の実施	
□ハラスメント防止対策の実施	
・ハラスメント防止対策の実施 福岡県議会	
「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」	……59
(4) 議員同士の交流	
□議員同士の交流	
・議員同士の交流 みえ女性議員フォーラム	……………59
4. その他	
□その他（議会と地域の連携）	
・議会と地域の連携 埼玉県議会	
シェイクアウト埼玉（県内一斉防災訓練）	……60

模擬議会 ①

徳島県議会 「夏休み中学生県議会体験会」



ポイント

- 中学生からの意見発表後に議員から質問等をすることにより、意見交換がスムーズに進むようにした。
- 議場では、中学生が実際に議員席に座り、自分の名前の席札をたてることで、臨場感を味わってもらった。

○取組に至る経緯

県議会や議員活動等に対する関心をより一層高めてもらうため、また、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、中学生が日常で接する多様なテーマについて対話や討論による主体的な学びを実践することで、自ら課題を見つけて解決する力を育むことを目的に実施。

○取組概要

議事堂見学、正副議長の議会活動紹介、テーマ別にグループに分かれ、中学生からの意見発表及び議員との意見交換等を実施。

○出席者（令和5年度実績）

- ・県内の中学生 14名
- ・徳島県議会 正副議長ほか議員 4名（3会派）

○会場

徳島県議会議事堂ほか

○連絡先

徳島県議会事務局 政策調査課

電話番号：088-621-3010

模擬議会 ②

広島県議会 「広島県子供議会」



ポイント

- 子供議員任命式では子供議員バッジを交付
- 事前の勉強会を2回開催。1回目は県議会の役割を学んだ後、6グループに分かれて質問・提案のテーマ・構成について議論。2回目は質問・提案文の作成、議場見学を実施

○取組に至る経緯

これからの未来をつくる子供たちが、社会に関心を持ち、自分たちがよりよい社会をつくるために何ができるかを考えるきっかけとするため、県と県議会の共催により開催。

○取組概要

子供議員任命式、県議会議員との交流会の後、開会。6つのグループごとに質問や提案を発表し、知事や執行部が答弁する。

○出席者

- ・県内に在住又は在学する小学5年生から中学3年生まで
- ・広島県議会正副議長、議員、広島県知事ほか

○会場

広島県議会議事堂ほか

○連絡先

広島県議会事務局 議事課

電話番号：082-513-4731

模擬議会 ③

三重県議会 「みえ高校生県議会」



ポイント

- 事前に説明会及び相談会を開催
- 当日の様子を三重県議会の録画中継ページから視聴することが可能

○取組に至る経緯

高校生に議会活動を体験してもらうことで議会に対する関心を高めてもらうとともに、高校生の意見を直接聞くことで議会での議論に反映していくことを目的として、平成 26 年度から 2 年に 1 度開催。

○取組概要

高校生が議長を務め、参加校ごとに質問し参加議員が答弁を行う。開催趣旨、当日の概要、県議会の役割と仕組み等を説明する「事前説明会」及び、質問内容（案）に対して議員からアドバイスを行う「事前相談会」を開催。

○出席者

- ・県内の高校生(令和 4 年度は 8 校 28 名の生徒が参加)
- ・県議会議員（正副議長、広聴広報会議委員、各行政部門別常任委員長・副委員長）
- ・知事、環境生活部長、教育長

○会場

三重県議会議事堂

○連絡先

三重県議会事務局 企画法務課 電話番号：059-224-2877

模擬議会 ④

富山県議会 「富山県青年議会」



ポイント

- 第 2 回合同学習会では、県議会議員（5 名）が委員会別に質問文の作成の仕方等について助言を行う。
- 市町村の首長、県や市町村の議員の中にも青年議員経験者がいる。

○取組に至る経緯

青年の県政に対する関心を高め、その意見を県政に反映させること、民主政治に対する理解と正しい関わり方の学習の場とすることを目的に実施を決定。（今回で 67 回目）

○取組概要

富山県、富山県教育委員会、富山県青年議会実行委員会（7 青年団体で組織）が主催
日程（令和 5 年度）

- ・令和 5 年 7 月 4 日 開会式、組織議会及び第 1 回合同学習会
- ・令和 5 年 8 月 20 日 第 2 回合同学習会
- ・令和 5 年 11 月 21 日 本会議及び閉会式

○出席者

- ・青年議員 40 名（18～40 歳）
- ・知事、県議会議長、教育長 他
- ・実行委員 17 名

○会場

富山県議会議事堂 他

○連絡先

富山県議会事務局 総務課 総務係 電話番号：076-444-3405

出前講座 ①

栃木県議会 「～とちぎの未来を考える～ 栃木県議会 県政ミーティング」



ポイント

- 生徒に分かりやすい表現での説明に努めた。
- 中学校では生徒・議員がタブレットを使用し、資料のペーパーレス化を実現

○取組に至る経緯

栃木県誕生 150 年を迎え、「新しいとちぎ」づくりが目指される中、とちぎの未来を担うこどもたちに議会に対する関心を高め、理解を深めてもらうための主権者教育の一環となるよう実施。

○取組概要

県内高校及び中学校（各 1 校）において、県議会の役割・取組の紹介、質疑応答、テーマ別意見交換などを実施。

○出席者

- ・高校 1・2 年生約 400 名、中学 2 年生約 200 名
- ・栃木県議会 正副議長ほか議員 4 名（延べ 12 名）

○会場

県内高校及び中学校の体育館

○連絡先

栃木県議会事務局 政策調査課 調査広報担当
電話番号：028-623-3772

出前講座 ②

富山県議会 高校への出前講座



ポイント

- 「出前講座」前後でアンケートをとった結果、参加生徒の政治・社会問題への関心や、投票行動の意識に変化がみられた。
- アンケート結果を基に、次回の取組のブラッシュアップを図る。

○取組に至る経緯

県議会議員自ら高等学校に出向き、新たに選挙権を有することとなる高校生に対し、主権者教育を目的とした「出前講座」を実施することを決定。

○取組概要

「役所及び議会・議員の仕事について」、「税金の種類及び使い道について」等をテーマに議員と対話形式で進行。派遣する議員は超党派の議員で構成し、1 クラス 1 名から 2 名の議員が担当。

○出席者

- ・県内高等学校の学生
- ・県議会議員（超党派）

○会場

県内高等学校

○連絡先

富山県議会事務局 総務課 総務係
電話番号：076-444-3405

出前講座 ③

兵庫県議会 県議会サテライトゼミ



ポイント

- 学生と議員が直接意見交換できる場を設置
- 令和5年度は「食品ロスの問題」、「ペットボトルキャップの効果的な回収方法」、「防災のための高齢者のデジタルデバイド問題」について発表・意見交換
- 各会派政務調査会長のほか、出席希望議員の傍聴が可能

○取組に至る経緯

議員との政策議論を通して、若者の感性や発想を議会に反映させるとともに、議会が生きた学習の場となり、大学生の実習・実践に活かされることをめざして、平成29年度より実施。

○取組概要

県内の大学ゼミの学生を県議会に迎え、事務局長による地方議会に関する講義、学生から研究テーマの発表、県議会議員との意見交換等を実施。

○出席者

- ・地域創生の調査研究やまちづくりの実践等に取り組む県内の大学ゼミの学生
- ・兵庫県議会 各会派政務調査会長

○会場

兵庫県議会

○連絡先

兵庫県議会事務局 総務課

電話番号：078-362-9401

出前講座 ④

徳島県議会 大学との包括連携協定事業



ポイント

- 全国トップクラスの多彩な取り組みを展開
- 平成22年から、コンテンツを見直しながら継続実施している。

○取組に至る経緯

「政策立案機能の強化」、「若者の政治離れ」等の理由から、議会と大学が包括的な連携のもと、相互に協力し、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材を育成することを目的に、平成22年に徳島文理大学、平成24年には四国大学と協定を締結し、実施を決定。

○取組概要

- ・大学での議員による講演
- ・議員活動の見学・体験等を行なうインターンシップ
- ・県議会での大学教授による研究内容等に関する講演
- ・議員と学生との意見交換 等

参加学生数 308名（令和5年度実績）

○連絡先

徳島県議会事務局 政策調査課

電話番号：088-621-3009

出前講座 ⑤

茨城県議会 4大学との包括連携協定締結



ポイント

- 県内大学と連携することで、議会における政策立案機能の発揮、本県の将来を担う人材育成、大学生の投票率向上を図る。

○取組に至る経緯

県民の県議会への理解を深め、親しまれるための取組を検討している中、平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことから、大学生の県議会への理解を促進するために連携協定の締結を大学へ打診し、大学の了承を得て協定締結に至ったもの。

○取組概要

国立大学法人茨城大学(令和2年9月24日)、常盤大学及び常盤短期大学(令和3年10月25日)、流通経済大学(令和4年6月16日)、茨城キリスト教大学(令和5年6月7日)と包括連携協定を締結。協定を締結後、記念事業の一環として各大学の学長が県議会で、県議会議長が各大学で講演。

○連絡先

茨城県議会事務局 政務調査課
電話番号：029-301-5646

意見交換会 ①

三重県議会 「みえ現場 de 県議会」



ポイント

- マスコミ、県民、議員の傍聴を可とするなど、会議の公開を基本とする。

○取組に至る経緯

県民の多様な意見を県議会に取り入れる広聴機能を強化するため、平成22年度から年1～2回開催。

○取組概要

設定したテーマに基づき関係団体等と議員で意見交換を実施。

«テーマ»

- 令和3年度 コロナ禍からの復興に向けて
- 令和4年度 人口減少対策～移住による地域おこし～
- 令和5年度 若者とこれからの地域づくり（第1回）
若者の人口流出について（第2回）

○出席者

- ・テーマに関する団体や一般公募の県民等（令和5年度第1回は23名が参加）
- ・県議会議員（正副議長、広聴広報会議委員、その他テーマに関連する委員会の委員長等）

○会場

公共施設の多目的ホール等

○連絡先

三重県議会事務局 企画法務課
電話番号：059-224-2877

意見交換会②

秋田県議会 「議会活動に関する若者との意見交換会」



議長と参加者

ポイント

- 議員と若者が少人数のグループに分かれ、ワークショップ形式で意見交換
- 若者からの意見と今後の対応について最終報告書に取りまとめ、全議員に周知

○取組に至る経緯

地方議会において、住民の議会に対する関心を高めることや、議会活動に関する情報伝達の強化、議員のなり手不足の解消等が課題となっている。これらの課題の解決に向け、若者と県議会議員による意見交換の実施を決定。

○取組概要（令和4年3月～9月：3回開催）

・検討テーマ

第1回：議会における情報発信のあり方

第2回：議員のなり手不足の解消について

第3回：住民の議会への関心を高めるためには

・検討方法

3グループに分かれ、ワークショップ形式で意見交換。

○参加者

若者12人（概ね20代から30代の男女各6人）、議員10人

○主な意見等

- ・議会公式ソーシャルメディアを開設してはどうか。
- ・テレビ広報番組は、時間を短くしたり、見せ方を工夫する必要があるのではないか。
- ・議員になったきっかけやプロフィールを紹介した「議員図鑑」（仮称）を作ってはどうか。

○連絡先

秋田県議会事務局政務調査課

電話番号：018-860-2087

議事堂見学 ①

埼玉県議会 「議事堂見学会と投票体験」



ポイント

- 選挙管理委員会と連携し、実際の選挙で使われる投票用紙や集計機材を用いた模擬投票も併せて実施

○取組に至る経緯

埼玉県議会を身近に感じ、関心を高めてもらうため平成26年度から実施。

○取組概要

小学生とその保護者を対象として、本会議場や議長室の見学などを実施。議長との記念撮影、自分が生まれた年の「県議会だより」の閲覧、選挙管理委員会のミニ講座や模擬投票等を通じて、県議会の仕組みや歴史を楽しく学ぶことができる機会を提供。

○出席者

- ・県内の小学校4年生～6年生
- ・埼玉県議会 議長 議会事務局および選挙管理委員会職員等

○会場

埼玉県議会議事堂

○連絡先

埼玉県議会事務局 政策調査課 広報担当

電話番号：048-830-6257

議事堂見学 ②

徳島県議会 小学生社会見学ツアー



ポイント

- バスで送迎をすることにより、参加しやすくしている。
- 小学生向けのパンフレットや質問要旨を使った説明を行っている。

○取組に至る経緯

県議会本会議の傍聴と議事堂や他の施設の見学を組み合わせたツアーにより、小学生に社会見学の機会を提供し、議会の役割や仕組みを理解してもらい、これまで以上に県議会に親しみを持ってもらうことを目的に実施を決定。

○取組概要

希望する小学校からバスで送迎し、小学5・6年生による県議会本会議の傍聴と議事堂や県庁舎、県警本部等の見学を実施。

○出席者

7校 (5・6年生 131名)

(令和5年9月定例会・11月定例会)

○会場

徳島県議会・県庁舎・県警本部

○連絡先

徳島県議会事務局 政策調査課

電話番号：088-621-3010

広報紙等の工夫 ①

広島県議会 ひろしま県議会だより(巻頭に高校生等が撮影した写真を掲載)



ポイント

- 紙面に撮影者氏名、学校名、写真タイトルを記載
- 撮影者への感謝状贈呈式の写真等も併せて掲載
- 写真展入選作品を含め出展された全作品の中から発行時の季節に合う写真を中心を選定

○取組に至る経緯

平成17年9月定例会から議会広報紙「ひろしま県議会だより」を年4回、定例会後に発行。

若者に県議会への関心を持てもらう取組として広報委員会で決定し、第47号(平成29年2月定例会)から、県内の高校生や大学生が撮影した写真を巻頭に掲載。

○取組概要

- ・高校生等が撮影した写真(広島県高等学校写真展等に出展された作品)の中から、広報委員会の審査を経て選定
- ・撮影者の学校等を広報委員長及び同委員が訪問し、議長からの感謝状を贈呈するとともに、生徒等と交流する取組を実施

○連絡先

広島県議会事務局 政策調査課

電話番号：082-513-4743

広報紙等の工夫 ②

兵庫県議会 議会広報ポータルサイト “ひょうご県議会だより 高校生 WEB 版”



ポイント

- 令和元年度～令和4年度は高校生と県議会が共同して若者目線での議会取材を行い、広報紙を制作・発行
- 令和5年度からは更なる事業の充実を目指し、若者向け議会広報ポータルサイトを開設

○取組に至る経緯

高校生をはじめとする若者に議会の役割や仕組みなどを知ってもらい、県議会に関心を持ってもらうため、令和元年より高校生に取材・記事作成を依頼している。紙面の更なる充実を図り、兵庫県議会HP内に議会広報ポータルサイト「ひょうご県議会だより 高校生 WEB 版」を開設予定（令和6年3月）。

○取組概要

令和5年度は、公募により選ばれた16グループの高校生に議会の取材とデジタルコンテンツの制作を依頼。できあがった各コンテンツは順次サイトで掲載。

○コンテンツ内容一部紹介

- ・兵庫県議会の議長ってどんな人？
- ・兵庫県議員・議会の魅力大発見！
- ・高校生記者が議員さんの素顔に迫りました！
- ・教えて！政治とLGBTQなど

○連絡先

兵庫県議会事務局 調査課

電話番号：078-362-9404

広報紙等の工夫 ③

富山県議会 若者向け広報誌の発行



ポイント

- 若者にも親しみやすいテーマとデザインを設定
- SNS等のプッシュ型広告や議会ホームページからデジタルブックの閲覧が可能

○取組に至る経緯

令和元年度、今後の議会活動の広報について検討する「広報編集委員会」を設置し、主権者教育の企画・運営や議会だよりの発行など、様々な活動を展開。

○取組概要

- ・県議会発行の広報誌を、高校生が家族と一緒に見ができるよう親しみやすいデザイン・内容となるよう工夫
- ・議員の質問・答弁ページのQRコードから、実際の議会での質問が視聴可能
- ・県内全ての高等学校、特別支援学校の生徒、教員に配布（発行部数：5万部）

○連絡先

富山県議会事務局 調査課

電話番号：076-444-3413



SNS・TV等の活用①

埼玉県議会 YouTubeで一般質問のダイジェスト映像を公開



ポイント

- チャンネルでは、質問内容と議員名が一目で分かるようなサムネイル（縮小画像）を一覧にして掲載

○取組に至る経緯

若い世代を中心にインターネットで動画を閲覧する人をターゲットに広報を実施するため、令和5年度から実施。

○取組概要

- ・埼玉県議会の公式チャンネルを YouTube に設け、本会議における主な一般質問を、議員・質問ごとに分割したダイジェスト映像で公開
- ・このチャンネルでは他にも、各定期会のダイジェスト、議長・副議長や会派代表者、常任・特別委員会委員長へのインタビュー、こども向け県議会紹介動画など、県議会の役割や活動を分かりやすく知ることができるよう数多くのコンテンツを提供

○掲載サイト

<https://www.youtube.com/@saitamakengikai/videos>

○連絡先

埼玉県議会事務局 政策調査課 広報担当
電話番号：048-830-6257

SNS・TV等の活用②

秋田県議会 SNS等の運用・テレビ広報番組の見直し



議員紹介動画(YouTube)

ポイント

- 議員を身近に感じてもらえるよう、議員一人ひとりの紹介動画を作成し、YouTubeで公開
- テレビ広報番組は、放送回数を増やしたほか、議員インタビュー等により、親しみやすく分かりやすい内容に改善

○取組に至る経緯

若者の意見を議会活動に反映させるべく実施した「議会活動に関する若者との意見交換会」での意見等を踏まえ、県議会広報の見直しを決定。

○取組概要

SNS等

- ・X(旧Twitter)、Facebook、Instagram、YouTubeの公式ソーシャルメディアを開設し、審議日程、ライブ中継の予定、一般質問や総括審査の模様等を発信
- ・「議員になったきっかけ」「座右の銘・モットー」「お気に入りの音楽」などをインタビュー形式で紹介する動画を作成・公開

テレビ広報番組

- ・放送時間の短縮(25分→15分)や、放送回数の増(4回/年→6回/年)・放送時間の固定等による視聴機会の拡大。議員へのインタビュー等により、親しみやすく分かりやすい内容に改善

○連絡先

秋田県議会事務局政務調査課
電話番号：018-860-2087

SNS・TV等の活用③

埼玉県議会 ラジオ番組の活用



ポイント

- 各会派から選出された議員が日替わりでトークを展開。ラジオで聞くと県議会や議員を感じたとの声も。

○取組に至る経緯

県議会や議員を感じ、県議会への関心を高めていただくため、FM NACK5 の番組「GOGOMONZ」(ゴゴモンズ)内で埼玉県議会初の広報ラジオ番組を令和5年11月に放送。

○番組の概要

議長や主要会派の議員が、落語家の三遊亭鬼丸さん・タレントの横田かおりさんと、県議会の仕組みや役割、所属会派、普段の議員活動、力を入れていることや今後取り組みたいことなどについてトークを展開。収録は議事堂で実施（写真は収録中の議長）。

○放送実績

令和5年11月27日～30日（各日15分間）

埼玉県議会ホームページにてアーカイブ配信中

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e1601/gikai-radio/r05-radio.html#A>

○連絡先

埼玉県議会事務局 政策調査課 広報担当

電話番号：048-830-6257

傍聴しやすい環境整備①

埼玉県議会 親子傍聴室の設置



ポイント

- こどもが遊べるキッズスペースやベビーベッドを用意
- こどもも傍聴できるようベビーチェアを用意

○取組に至る経緯

開かれた県議会の取組の一環として、こどもと一緒にでも気兼ねなく傍聴ができるよう、専用スペースを設置

○取組概要

- ・本会議場に親子傍聴室を設置し、令和5年12月定例会から利用開始
- ・乳幼児、児童、保護者・引率者のほか、一般席での傍聴が困難な方と付き添いの方も利用可
- ・ガラス越しに議場を見る事ができ、スピーカーで審議内容を傍聴可能。室内の音は外に漏れにくい構造となっており、こどもと一緒にでも気兼ね不要
- ・ベビーベッドやキッズスペースも用意
- ・12月定例会では5組の親子が利用

○連絡先

埼玉県議会事務局 総務課 管理担当

電話番号：048-830-6221

傍聴しやすい環境整備 ②

兵庫県議会 防音機能を持たせた親子傍聴室の設置及び傍聴規則改正



ポイント

- 記者スペースを改装し、防音機能を備えた個室スペースに。
- 令和4年度は3組の親子が利用

○取組に至る経緯

ベビーベッドを設置した親子傍聴席は、平成27年9月定例会より利用が開始されたが、他の傍聴席との共同利用となっていたため、より多くの県民が、乳幼児の泣き声などを気にせず安心して傍聴できるよう再整備。

○親子傍聴室の概要

平成30年2月定例会から防音機能を備えた個室として利用開始。防音ガラスや出入口に防音扉を設置する等の防音対策を実施。

※令和5年4月以降は議場棟の耐震性不足により、親子傍聴室を含め本会議場の使用を見合わせ

○傍聴規則改正

親子傍聴席の設置に併せて、平成27年9月定例会において兵庫県議会傍聴規則を改正し、児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない規定を削除。

○連絡先

兵庫県議会事務局 総務課
電話番号：078-362-3708

議会運営の工夫 ①

茨城県議会 休日議会の開催



ポイント

- 休日議会の開催等が評価され、早大マニフェスト研究所の「議会改革度調査2022」では都道府県部門2年連続1位を獲得
- 令和5年6月に実施した休日議会(常任委員会)では、傍聴者からの発言を認めて意見を聞く試みを実施

○取組に至る経緯

茨城県議会改革推進会議の第一次答申を踏まえ、県民が傍聴しやすい休日に議会を開催することで、県議会を身近に感じてもらうとともに、議会活動への理解と参画を推進するため実施を決定。

○取組概要

6つの常任委員会でそれぞれ身近なテーマを設定し県民との意見交換を実施。また、議長による挨拶、県警察音楽隊によるコンサート、議事堂バックヤードツアーも実施。

○実績

令和3年11月及び令和4年6月は休日に本会議を開催し、一般質問・質疑を実施。令和5年6月は、休日に常任委員会を開催。

○連絡先

茨城県議会事務局 議事課
電話番号：029-301-5634

議会運営の工夫 ②

栃木県議会 通年議会の開催



ポイント

- 自然災害等が発生した場合に、必要とされる補正予算などについての速やかな審議が可能
- 県政への監視機能の強化

○取組に至る経緯

議会の閉会期間中、知事が緊急を要すると判断した場合、議決が必要な案件でも、議会を招集せずに専決処分することが可能だが、この場合、議会の重要な役割である、県政に対する監視機能が十分に發揮できない恐れがある。

このような状況下、東日本大震災をきっかけに、災害時においても適時適切な審議機会を確保することにより、議会としての責任を果たすべきとの議論が高まり、通年議会を導入。

○取組概要

全国に先駆けて平成24年4月から、会期を概ね1年間とする通年議会を導入。また、同年9月の地方自治法改正により、年をまたぐ会期の設定が可能となったため、平成25年4月から、年度を単位とする通年会期制に移行。

震災や風水害、感染症といった突発的事態が発生した場合にも議会が主体となって本会議を開催することができ、必要とされる補正予算などについて議会で速やかに審議することが可能に。

○連絡先

栃木県議会事務局 議事課 議事担当
電話番号：028-623-3761

議会運営の工夫 ③

兵庫県議会 全常任委員会ネット中継を開始



ポイント

- 全委員会を YouTube で配信予定
- 中継業務を委託せず、事務局で運用

○取組に至る経緯

常任委員会のインターネット中継は、平成24年度より中継可能な2つの会議室を使用し、7委員会のうち2委員会を先行して実施。委員会での議論をより一層発信するため、中継する委員会数を拡大。

○取組概要

令和6年度からは、全7委員会を簡易な方法(Youtube)により配信予定。360度Webカメラ1台で2方向を撮影できることから、各委員会室に整備し、固定アングル(委員席と説明者席)方式で撮影することで、業者に中継業務を委託することなく、事務局のみで運用が可能。

○連絡先

兵庫県議会事務局 議事課
電話番号：078-362-3714

生活面の課題

議員活動への企業の理解（三重県 万協製薬株式会社）



ポイント

- 社員のまま立候補及び議員活動可能
- 社員の有給消化率は90パーセント超え
- これまでに、会社に在籍したまま町議会議員2名が誕生（このうち1名は町議会議員から県議会議員へ）

○取組に至る経緯

阪神淡路大震災で被災し、三重県に移転し再操業した。

子育てをしながら1日も休まず働き、時折涙を流す妻の姿を見て、「経営者の家族への無理解が、社員の家族をも不幸にする」と気づき、「誰もが働きやすい会社」、「地域への貢献」に注力することとした。

○取組概要

- ・経営者の意識改革

「立候補、即退職」という固定観念の払拭

「議会活動＝地域貢献」であり、そのサポートは企業の責務

- ・誰もが働きやすい環境の整備（フレックスタイム、時間休、副業可など）により、社員のまま立候補・議員活動が可能。

○会社概要 万協製薬株式会社

〒519-2179 三重県多気郡多気町仁田 725-1

URL: <https://www.bankyo.com/>

代表取締役 社長：松浦 信男

設立年月日 1960年3月

従業員数 236名（2021年12月現在）

議会のデジタル化の推進①

茨城県議会 委員会等のオンライン開催



ポイント

- オンライン委員会は、災害等発生時に全議員が議会棟に参集できないことを想定しているため、正副委員長が参集できない場合もリモート参加が可能

○取組に至る経緯

感染症の拡大や災害時、育児または介護のために対面で出席することが困難な場合にオンラインで委員会に出席できるよう環境を整備。

○取組概要

令和2年第3回定例会で委員会条例を改正するとともにマニュアル整備や研修を実施。

令和3年第3回定例会からは、育児または介護のため会議に出席することが困難である場合、オンラインにより委員会出席が可能。

また、令和4年9月には、採決の取扱いや定足数の確認方法等を明記したオンライン委員会運営要綱を制定。

令和3年4月から令和5年8月の間にオンラインによる委員会等を8回開催。

○連絡先

茨城県議会事務局 議事課
電話番号：029-301-5634

議会のデジタル化の推進②

栃木県議会 議会 ICT 化の推進



ポイント

- 各議員の習熟度に合わせた操作研修の開催等により、スキルアップを図った。
- 議員のニーズに合わせたアプリ応用の動画配信等により、更なる利活用を図った。

○取組に至る経緯

近年、頻発・激甚化する災害や新たな感染症への対応など、県民の安全・安心を確保するための迅速な対応をとることが、議会にとっても不可欠。また、情報社会が進展する中、議会の役割を果たすため、効率的に必要な情報を取得し、有効活用をすることが一層重要に。

そのため、①災害時等における議会機能の維持・確保、②政策立案・監視機能の更なる充実、③ペーパーレス化、④業務の効率化を目的に、ICT化を推進。

○取組概要

- ・令和4年度よりタブレット等の情報通信端末を導入し、①資料の共有化、②情報伝達ツール、③オンライン会議の3つの機能を確保
- ・議会活動の更なる活性化やICTの活用による「気づき」による新たな取組創出、紙資料の節減等の効果を期待

○連絡先

栃木県議会事務局 総務課 総務担当
電話番号：028-623-3753

育児・介護等と議員活動の両立支援 ①

茨城県議会 県庁内保育所を活用した託児サービスを開始



ポイント

- 県庁内保育所を設置する地方職員共済組合茨城県支部と託児サービスの実施等に関する協定を締結し、県庁内保育所の運営会社と委託契約を締結

○取組に至る経緯

子育て世代の方が県議会の傍聴をしやすく、また、子育て世代の議員が働きやすい環境づくりのために、県庁内の保育所で託児サービスを開始。

○取組概要

託児サービスの利用対象者は県議会の本会議または委員会を傍聴する人、参考人、子育て中の県議会議員で、託児対象児は0歳～就学前までの乳幼児。

利用可能日は本会議又は委員会の開催日、委員会の県内調査等の公務活動日。傍聴者、参考人は無料で利用でき、県議会議員は有料。事前の手続として面談及び慣らし保育を実施。

※ 県庁内保育所を活用した託児サービスのほか、令和5年6月に開催した休日議会の際には、議事堂内に託児室を設け、託児事業者から派遣された保育士等による託児サービスを提供。

○連絡先

茨城県議会事務局 総務課
電話番号：029-301-5613

育児・介護等と議員活動の両立支援 ②

埼玉県議会 子育てスペース、女性議員専用休憩室、計画的な休憩の導入



ポイント

- 子育てスペースは、乳幼児の利用を想定して畳の部屋とした。

○取組に至る経緯

政治分野の男女共同参画の推進を目指し、県議会における女性議員の働きやすさの向上を図るため導入。

○子育てスペース

令和2年2月に警備員用の宿直室を改修して設置。乳幼児を連れた議員が、休憩中の授乳などに活用。安心して授乳できるようカーテンを設置した。現在は一般傍聴者にも開放。

○女性議員専用休憩室

これまで男女兼用の休憩室はあったが、女性が利用しやすいよう、令和4年3月に簡易ベッド等を備えた女性専用の休憩室を設置。

○計画的な休憩の導入

健康や個々の身体的特性に配慮し、すべての人が安心して会議に参加できるよう、令和3年12月定例会から、審議1時間ごとに10分の休憩を設定。

○連絡先

埼玉県議会事務局 総務課 管理担当、議事課 議事担当
電話番号：048-830-6221、048-830-6234

育児・介護等と議員活動の両立支援 ③

三重県議会 会議規則に議会の欠席事由として新たに育児や介護、出産の産前産後期間を規定

○取組に至る経緯

女性を含めた多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるための環境整備を図ることを目的に、三重県議会会議規則を改正。

○取組概要

会議規則を改正し、議会の欠席事由に新たに育児や介護、出産の産前産後期間を追加。

三重県議会会議規則

第一条

2 議員は、公務、疾病、出産、家族の育児、看護（出産補助を含む。）又は介護その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を示して、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。【令和2年3月19日可決】

3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。【令和3年3月23日可決】

○連絡先

三重県議会事務局 議事課
電話番号：059-224-2874

ハラスメント防止対策の実施

福岡県議会 「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」



ポイント

- 県議会議員の責務（高い倫理観が求められる立場とハラスメントが人権侵害行為であることを自覚し、全ての人に対してハラスメントとなる（おそれがある場合も含め）言動を慎むべきこと）を規定
- 市町村議会を含めた具体的なハラスメント事案について、弁護士等の外部有識者（第三者機関）に相談できる体制を整備（所謂票ハラも対象）
- 議員等に対する研修の実施（市町村議会議員を含む。）

○取組に至る経緯

県内某市議会における女性議員へのハラスメント事案の発生等を受け、県議会内で、女性や若者等、誰でも公職を目指し、政治に直接参画できる環境をつくるため、県内全ての地方議会から議員によるハラスメントや議員及び議員になろうとする方に対するハラスメントの根絶に取り組むことを決議（令和4年3月）。同決議を踏まえ、議員提案により「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」を同年6月定例会で制定（同年7月公布）。

○取組概要

条例制定を踏まえ、令和5年4月より、議会事務局内に「議会関係ハラスメント相談窓口」を設置。県議会議員に加え、市町村議会議員からの相談にも対応。

また、県議会議員を対象としたハラスメント防止研修に加え、市町村議会議員を対象としたハラスメント防止研修も、県議会が主催する形で実施。

○連絡先

福岡県議会事務局 調査課
電話番号：092-643-3831

議員同士の交流

みえ女性議員フォーラム



ポイント

- 平成26年から実施。今回は9年ぶりの開催
- 県内の女性議員を中心に参加
- 超党派で地域及び女性議員の課題等について情報交換が可能

○取組に至る経緯

党派を超えて、共通する地域課題等について研修を進め、女性議員が抱える課題等について情報共有を行いながら、女性議員の交流を図るために実施。

○取組概要

『第16回みえ女性議員フォーラム』(12月10日開催)

第一部 講演 「日本の食料は大丈夫か？」

パネルディスカッション 「女性と「食」」

第二部 交流会 「多様な人材が輝く議会をめざして」

○参加者 第一部 県内女性議員（超党派）

食や食料安全保障等に関心のある方
(約120名が参加)

第二部 県内女性議員（超党派）

(約25名が参加)

その他（議会と地域の連携）

埼玉県議会 シェイクアウト埼玉（県内一斉防災訓練）



ポイント

- シェイクアウト訓練は、短時間でだれでもどこにいても実施できる訓練
- 県議会議員が、地元の住民や企業・団体等に参加を働きかけことで、多くの方の訓練参加につながった。

○取組に至る経緯

関東大震災から100年を契機に、県民をはじめ、県内在勤・在学者の「自助」「共助」の意識向上を図るために、県議会議員が中心となって働きかける県内一斉防災訓練を実施。

○実施日時・参加者数

令和5年9月1日 11時58分
(関東大震災(大正12年9月1日11時58分発災)から100年)

県民を中心に594,476人が参加登録。

○実施内容

地震を想定して、参加者が一斉に身を守るための安全確保行動((1)まず低く、(2)頭を守り、(3)動かない)の訓練を実施。訓練後は、災害用伝言ダイヤル(171)等の体験利用も推奨。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e1601/gikai-shakeout/index.html>

○連絡先

埼玉県議会事務局 総務課 総務・IT・情報公開担当
電話番号：048-830-6215